

前 略

12/17 に遅参いたしますので、構造改革グループのご検討につき、念のため、以下の点を指摘させていただきます。

規制の在り方と公取委

11/28(第2回)配布資料にもその一端を示しましたように、現在の公取委は、

DSL の対 NTT 警告における「技術の視点の無視」、「警告書本体とプレス・リリースとの内容的なズレについての意図的な操作」等の不公正さ、

主としてサプライ・サイドの、しかも今が今の短期的競争にしか関心がない、即ち、そこに将来のイノベーションも直視した社会経済の「発展」への契機がなく、その点、米 FCC パウエル委員長の下でのアメリカのテレコム競争政策に比し、見劣りする点があまりに大きい、

事後規制を主としつつ、OECD「規制産業の構造分離」報告書の如き、日々の規制はコスト高ゆえ、規制産業(テレコム含む)を事前にバラしてしまえ、といった方針を実は支持している〔月刊「正論」02年7月号〔石黒〕参照〕

「望ましい条項」の多用(電力・テレコムガイドライン以来の新現象)で、厳密な法の執行を離れた政策提言活動を重視するという危ない橋を渡りつつあるが、これも米 FCC パウエル委員長の示す正当な規制の在り方(demonstrable なケースのみに“介入”を限定する)を逸脱し、市場での競争への萎縮効果をもたらしつつある、

日本政府が02年4月のアメリカ政府の対日批判に反論し、日本の地域電話市場は(ADSL等々により)競争的だとしているにもかかわらず、特に糸田公取委員のように、99年のNTT再編成があっても日本のテレコム市場の閉鎖性は「何ら」変わっていない、などとアメリカ向けの発言を(D.C.で)公式に行うなど、基本認識がおかしい。

～～以上の点を、e-Japan2003策定のベースとして認識すべきものと、私は考えます。(詳細は、2001年3月号以降、「貿易と関税」の毎月の連載論文にて示しているところ。)

以上、よろしく願います。

草 々

東大・法・教授 石黒一憲